

1 まちづくり基本条例制定10周年 - 現在の全国状況 -

2

ヤフー (インターネット検索) でのヒット件数
「自治基本条例」 1,930件 (2003年3月27日) 2,170件 (2003年6月16日) 6,449件 (2004年6月25日) 16,057件 (2005年6月6日) 1,240,000件 (2007年2月24日) 2,820,000件 (2007年10月31日) 4,570,000件 (2008年2月7日) →514万件 (08年5月7日) 585万件 (08年10月10日) 668万件 (08年11月25日) 1,330万件 (10年9月25日) 51万件 (2011年1月21日) 51万件 (2011年1月21日) 1,530件 (2003年8月8日) 5,482件 (2005年6月6日) 640,000件 (2007年10月31日) 2,850,000件 (2007年10月31日) 2,850,000件 (2008年2月7日) →317万件 (08年5月7日) 373万件 (08年10月10日) 432万件 (08年11月25日) 703万件 (10年9月25日) 15万件 (2011年1月21日)

今日は、「自治基本条例」、 「まちづくり基本条例」を同 じものとして扱う

230程度(13%程度)の 市町村で「自治基本条例」を 制定(2011年)

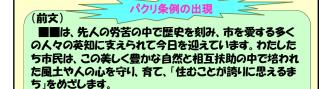
全国の自治体に「呪縛」をか けた ニセコまちづくり基本条例?

先行例:

埼玉県川口市 昭和62 (1987) 年 施行 兵庫県 平成11 (1999) 年 施行

ニセコ町 平成13(2001)年 施行

「ニセコ(町・まちづくり基本条例)の呪縛」とまで言われるが・・・



まちづくいは、市民一人ひといか自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち市民は「情報共有」の実践によい、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち市民は、ここに
市のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

2つの「まちづくり基本条例」 がある市

それも、例規集・第9編 「市民生活」の編に









根性の入った自治基本条例もある

多治見市 市政基本条例

(政府公共の仕事に限定) (自治会・町内会の規定なし) (協働の語もなし)

13

外国人住民投票権規定 導入をめぐる反対キャンペーン

14

2 二セコ町条例制定の秘話?

15

なぜ、自治基本条例をつくるのか? 二セコ町 対 それ以外の自治体











ニセコ町では、2009年2月9日現在 第111回 まちづくり町民講座!



















3 ニセコ町条例のおさらい

32

地域で、自治を運営していく 基本的なルールを定める

33

郡にも町にも、 連邦や州のように 憲法がある! (スイス)





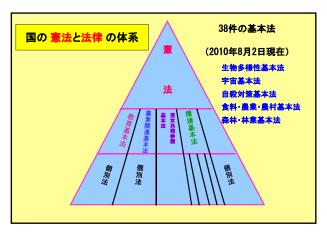


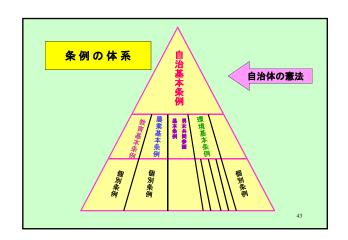








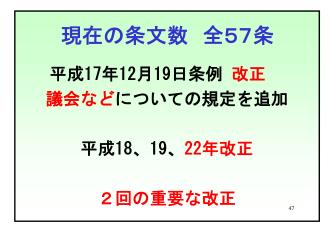














~ 二セコ町まちづくり基本条例 ~ 前 文 二セコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を受する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。 わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。 まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。 わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。 わたしたち町民は、ここに二セコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

365文字

北九州市自治基本条例 前文

誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。 このまちの良さを守り、慈いべしみ、子どもたちに伝えていきたい。 私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政

がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で 市民による自治を実践することが重要です。 私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英 知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体と

なって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っ ています。

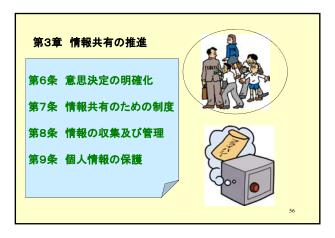
私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築い ていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につなぐ私た ちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。

ここに本市の自治の礎^{ルレずえ}となる北九州市自治基本条例を定め、 自治の理念と原則を宣言します。 22

~ 二セコ町まちづくり基本条例 ~ 前 文 ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を受する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。 わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。 まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。 わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。 わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。







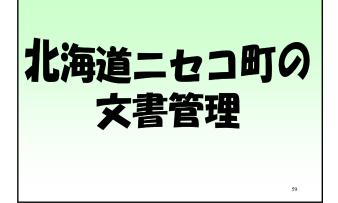
情報共有が重要だと言うけれど

★情報は職員自身に所在がわかるように整理されていな ければならない

★職員が住民に説明ができるように、情報を理解し、わか りやすい言葉に直していなければならない

★行政情報は、誰でもアクセスできるようにならなければ ならない

★子どもでも理解できる情報の加工が好ましい













文書管理システム改善 後

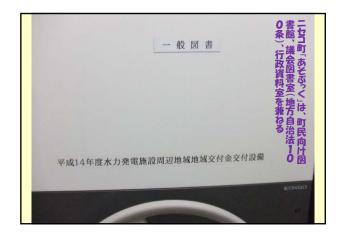


長崎県時津町は、15秒ですべての文書を出す!

- 2000(平成12)年導入の「行政ナレッジファイリング(A KF)」
- ・ 個人用の書類ファイルを一切なくす
- 書類はすべて、共用のファイルボックス
- 定められたルールの下で保管
- 書類が必要になった時には、いつでもだれでも、すぐ、 その書類を出せる
- 長期的な文書保管や廃棄もルールに従って、整然と
- ・システム導入で、文書検索の所要時間は導入前の平均 3分から15秒に短縮。1人当たり年間72時間を節約→16 0人の町職員の節約の総量は、6人分の人件費節減 ⁴⁴

一応、使い終わった 行政文書は?





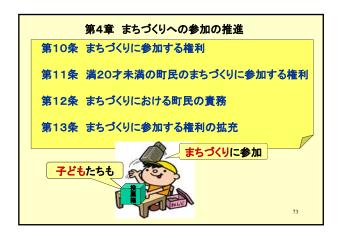










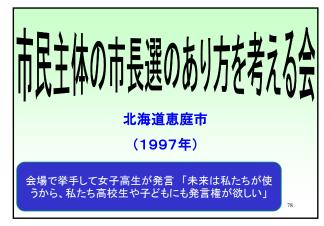






















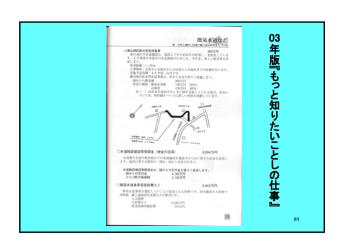


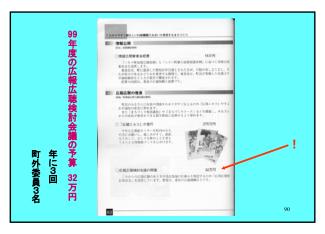




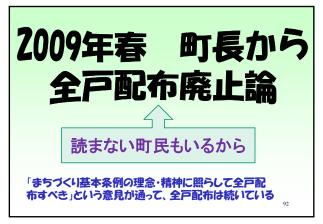




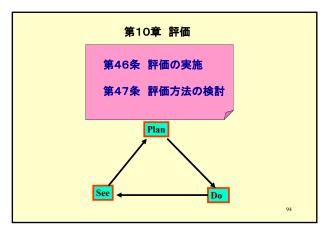




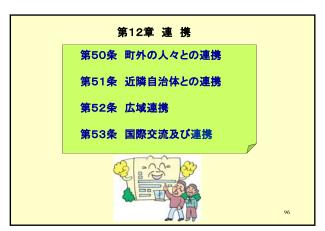


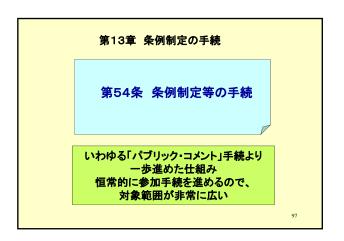


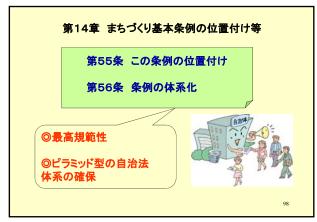


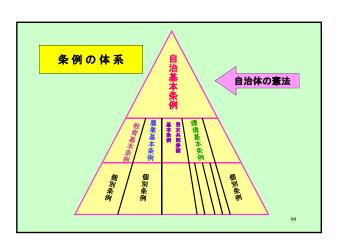


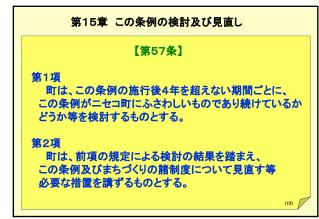




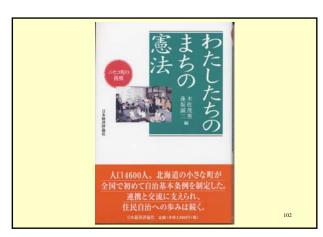




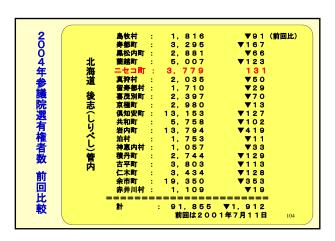








4 「外」にはどう映っているか



Subject: 町長室日記 その1204(平成15年8月26日) 老後に住みたい道内のまちは(北海道新聞記事より) 順位 都市 % 札幌市 61.5 2 函館市 8. 1 3 伊達市 5. 1 2003年 4 2. 6 帯広市 5 江別市 2. 2 6 恵庭市 8 7 富良野市 1. 5 8 セコ町 1. 1 1. 1 1. 1 8 小樽市 千歳市 105





まちづくり基本条例「制定後」 の ニセコ町の事業など 町民も、職員も、条例制定後に手続を遵守して行 われたものかどうかは、ほとんど意識していない。 制定前も制定後も手続に大きな変化はないから









ニセコ町の現在

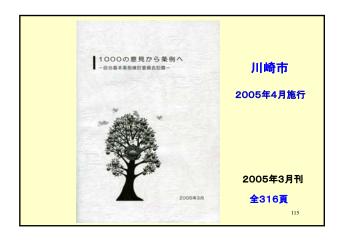
「まち」が自動回転している?

「変わることはないはず」の町が

さまざまな交流・連携を通じて、大きく変わってきた

13

各地の自治基本条例 制定記録書籍





5 アジアへの影響

117

6 まちづくり基本条例 (自治基本条例)の理論的課題

118

7 ニセコ町にとっての今後の 課題



残っていく課題

- ・総合計画との関係
- ・首長のマニフェストとの関係
- 首長ら幹部の基本条例宣誓(遵守) 義務との関係

格差社会・不安社会の中での 「生の保障」システムづくり 「自治基本条例」「まちづくり基本条例」は

市(町村)民憲章とは異なる

122







北九州市 市民憲章

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします きまりを守り 安全なまちにします 人を大切にし ふれあいの輪をひろげます 元気で働き 明るい家庭をつくります 学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします

(昭和56年2月10日 告示第18号)

北九州市 市民憲章

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします <u>きまりを守り</u> 安全なまちにします 人を大切にし ふれあいの輪をひろげます 元気で働き <u>明るい家庭をつくります</u> 学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします

(昭和56年2月10日 告示第18号)

○二セコ町民憲章

昭和48年11月3日 告示第32号 昭和48年11月3日制定

わたくしたちは、二セコ町の自然を愛し、恵まれた大地 で勤労と生産に励む日々を感謝しながら希望にみちた 生活につとめ、より豊かな未来をつくるためにねがいを こめてこの憲章を定めます。

- 1 自然を愛し住みよい環境をつくりましょう。
- 1 きまりを守り明るい社会をつくりましょう。
- 1 力をあわせ豊かな生産にはげみましょう。
- 1 健康で働き楽しい家庭をつくりましょう。
- 1 希望に生きるたくましい町民となりましょう。

128

町外(外国・国内)の不動産所有者等の 責務をどうするか?

住民投票権者の範囲をどう決めるか?

議会を含めた政府システムは どうあるべきか?